○九州地方整備局告示第二百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十九日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
六筑番九野まで市大字筑紫三四九番一から同市大字筑紫三四	後前	四四〇・〇メートル 〇・〇〇メートル	〇・〇キロメートル 二一一メートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第二百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十九日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十四号

(三) 道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
一長崎県東彼杵郡彼杵宿東彼杵町一ツ彼杵字一ツ木八九六番二七番から同町彼杵宿郷字八反畑まで九一一七番	後前	四四・三メートル 九九・三メートル 四三一・五五メートル	〇〇キロメートル 〇〇・〇〇七七キロメートル 〇〇・〇〇六六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十九日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
六一宇土市三九九番一から同市大字松山字田ノ浦まで三九九番一	B	一三九・九メートル	〇・一キロメートル	
八代市四〇〇番一から同市大字福原字厳田町まで四〇〇番一	A	九・四メートル		
八代市四〇〇番一から同市大字福原字厳田町まで四〇〇番一	A	一二七・六メートル	〇・一二七キロメートル	
八代市四〇〇番一から同市大字福原字厳田町まで四〇〇番一	後前	六七・二メートル	六七・二キロメートル	
八代市四〇〇番一から同市大字福原字厳田町まで四〇〇番一	後前	五二三・二メートル	五二三・二キロメートル	
八代市四〇〇番一から同市大字福原字厳田町まで四〇〇番一	後前	五〇・〇メートル	五〇・〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

うる関係記載の面積は、地図A及びB区分表示を示すものではない。

公　告

諸　事　項

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を農林水産省経営局長に提出されたい。

平成26年10月29日

農林水産大臣　西川　公也

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
北海道伊達市中稀府町241番46 公衆用道路 4,181㎡	管原　幸七 北海道有珠郡伊達町字南稀府	現況：伊達市所管道路
北海道伊達市中稀府町241番47 公衆用道路 302㎡		
北海道伊達市中稀府町241番52 公衆用道路 270㎡		
北海道伊達市中稀府町241番53 公衆用道路 1,305㎡		
北海道伊達市中稀府町241番54 公衆用道路 495㎡		
北海道伊達市中稀府町241番55 公衆用道路 477㎡		
北海道伊達市南稀府町320番25 公衆用道路 1,199㎡		現況：伊達市所管道路
北海道伊達市南稀府町213番６ 用悪水路 886㎡	篠原　正規 北海道有珠郡伊達町字南稀府	現況：水路
北海道伊達市北黄金町49番385 用悪水路 935㎡	高橋　是賢 北海道有珠郡伊達町字北黄金	
北海道伊達市南黄金町163番７ 用悪水路 3,506㎡	寺田　繁一 北海道有珠郡伊達町字南黄金	現況：水路
北海道伊達市南黄金町166番13 用悪水路 185㎡		
伊達市南黄金町166番68 用悪水路 48㎡		
北海道伊達市南黄金町166番85 用悪水路 180㎡		
北海道留萌郡小平町字川上454番地 原野　2,131㎡	阿部　六郎 北海道留萌郡小平村字川上19線29号	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により、土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に